

5 契 第 640 号  
令和 5 年 10 月 27 日

高知地区建設業協会 会長  
高知県建設業協会高知支部 支部長  
尾崎盛裕 様

高知市長 岡崎誠也



## 要望事項について(回答)

平素は本市公共事業の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和5年10月24日付けで受理いたしました要望書における要望事項につきまして、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1. コンサルタント会社の設計内容の信頼性について

近年、工事発注時の設計書の基となっているコンサルタント会社の設計内容が杜撰な事例が発生しているとのことです。

その事例は、工事の施工場所が山間部で、現地の地質が工事を安全に施工する上でとても重要であるにもかかわらず、実態にそぐわない設計になっていたことから、設計を行った会社に問い合わせをしたところ、『あくまでも標準設計なので・・・』との回答しか得られなかったとのことです。

施工業者の立場からすれば、人命に係わるような杜撰な設計書は、受け入れがたいものです。

当該工事は、高知市発注の工事ではありませんが、工事施工業者にとっては非常に切実な問題であります。

つきましては、今後貴市が発注される工事においては、十分に信頼できるコンサルタント業者への発注にご配慮いただくよう、そして、成果品の受取時には、現場実態に則した内容であるかどうかの厳正な検査を行うようよろしくお願いいたします。

#### 【回答】(都市建設部 技術監理課)

本市では、工事設計を外部委託する際には、業務の内容に応じて共通仕様書や特記仕様書、技術者の資格要件を定めて、適切に受託業者の選定を行い、施工現場に応じ

た設計業務を行うとともに、設計業務完了時には委託成果品の精査を行うよう取り組んでいるところですが、なお、工事発注時についても、再度、十分な精査を行うよう、あらためて職員に周知してまいります。

また、設計図書と実際の施工現場に乖離があり、設計内容の精査等の必要が生じた場合においては、工事請負契約書第18条(条件変更等)及び第19条(設計図書の変更)により、設計変更の判断を行うべき事例となりますので、事業課への協議をお願いいたします。

## 2. 総合評価方式における災害復旧工事施工業者への加点について

総合評価方式において、高知県では、本年度から「災害復旧工事の施工実績」が評価項目として採用されています。

過去3年間に施工した件数に応じて加点評価する方式です。

災害復旧工事は、その対応に緊急性を要することや施工箇所の地質の脆弱性に伴う危険性もあり、また、狭隘な場所が多く重機類の投入が困難で、人力に頼らざるを得ないケースが殆どで、手間暇の掛かる仕事となっているのが実情です。

建設会社にとって収益性が低く、進んで受注したい案件ではありませんが、地域に根ざした企業との自覚自負から災害復旧工事に取り組んでいるのが実態です。

つきましては、このような地域の安全安心を守っている企業に対して、高知県と同様の加点評価をしていただくよう要望いたします。

この対応は、災害復旧工事で発生しがちな入札不調対策としても有効だと考えます。

### 【回答】(総務部 契約課)

本市は、これまでも多くの風水害被害に見舞われ、「地域の守り手」である建設事業者の皆様のお力添えのもと、その復旧に当たってまいりました。

斜面の崩落や道路損壊などの災害が発生した場合、特に迂回路等が十分に整備されていない中山間地域等では、住民の皆様に変なご不便をお掛けすることから、災害復旧工事に当たっては、市として速やかな現場着手を目指し早期発注に努めているところです。

しかし、災害復旧工事では現場の状況により、円滑な施工が困難な案件も多く、加えて、二次災害の発生を防ぐための安全管理が一層求められるなど、事業者の皆様には大変なご苦勞をお掛けしております。

また、今般想定されている「南海トラフ地震」被災時には、インフラへの被害は甚大な規模になると考えられますので、本市としても災害復旧に係る更なる対応力の強化が不可欠であります。

こうした背景も踏まえ、「総合評価落札方式」の評価項目として「災害復旧工事の施工実績」を採用することは、災害復旧工事受注に対して事業者の皆様のインセンテ

イブを高める効果があると考えますので、高知県の制度を参考に検討を進めてまいります。

### 3. ワンデイレスポンスの徹底について

この要望は、昨年度もいたしました。

その際に、「高知県に準じて高知市でも同様に取り組んでいる。その実現は重要であり、一層の取組みを進めていく」との回答もいただいたところです。

ただ、今回会員企業に対して高知県高知市への要望事項を問い合わせたところ、「工事着手2週間程前に担当課に質問をしても、回答が得られずに工事の段取りができなかった」という声が寄せられました。

前回要望した際に述べたように、働き方改革の普及に伴い、今まで以上に迅速かつ効率的な工事の施工が求められています。

尚一層の周知徹底をお願いいたします。

#### 【回答】(都市建設部 技術監理課)

工事監督におけるワンデイレスポンスの実施は、「現場を待たせない」、「速やかな回答」の実現により、実働工期や公共工事の品質・安全確保のために重要な取組と認識しております。

ワンデイレスポンスの実施に関する周知は以前から行ってきており、ご要望のような事例は少ないと存じますが、あらためて、受注者からの質問、協議への回答はその日のうちに行うことを基本とし、即日回答が困難な場合には、回答期限を受注者に確認し、回答日を設定することなど、受注者との意思疎通を十分に行い、早期に問題解決を行うよう職員に周知してまいります。

### 4. 落札候補者の早期発表について

建設会社は、自社が雇用している技術者に年間を通して、できる限り効率的に働いて欲しいと願っています。

一方で、工事の入札に参加した場合、その工事への配置予定技術者は、開札結果が判明するまでの間は他の工事に振り向けることができないという待機期間が生じます。

この待機期間が最小限となるよう最大限の配慮をしていただき、落札候補者及び入札参加者全員への迅速な通知を実現していただくよう要望いたします。

#### 【回答】(総務部 契約課)

土木工事等の入札において採用しております「積算疑義申立手続」は、当該入札の

開札日の翌日から起算して2日間を積算疑義申立期間として、応札者に金入り設計書を開示した上、積算誤り（違算）等の疑義の申立てがない場合に、入札手続を完了させ「落札候補者」を決定する制度です。

積算疑義申立期間は、入札手続の執行期間に当たりますので、入札手続が完了するまでの間については、「入札の透明性を確保」する観点から、落札候補予定者に対して個別に接触する等の対応は困難ですが、「積算疑義申立手続」に係る事務手続を見直し、落札候補者決定までに必要な期間を短縮することを検討してまいります。

#### 5. 施工時期平準化のさらなる取り組みについて

建設業では、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工、品質の確保及び担い手確保のため、改正品確法で定める取り組みが進められているところです。

また、令和6年度からは時間外労働の上限規制が適用されますが、規制を順守することや業界の健全な発展には、発注者側における予算の繰越手続や債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定と、週休二日制工事の拡充・普及促進と実施が大変重要となります。

高知市におかれましてもこれらの取り組みに更なるご尽力をお願いいたします。

#### 【回答】（都市建設部 技術監理課）

「施工時期の平準化」につきましては、国土交通省が示す、積算の前倒しや速やかな繰越手続等による取組を進めており、新たに債務負担行為の活用としまして、昨年12月議会におきまして「ゼロ市債工事」の承認をいただき、11件の工事について4月着工をいたしました。

そのほか、1月から3月期の繁忙期の解消につきましては、出水期や農繁期にできない工事等を除いて、年内の早期発注、早期完成をすることについて周知を行い、平準化の取組を進めてまいります。

「適正な工期の設定」につきましては、工事の準備・後片付け期間に加え、週休2日（4週8休）が確保できるよう、休日等、不稼働日を考慮した、国の定める標準工期で工事発注を行っており、さらに、本年4月には週休2日制導入促進のためのモデル工事の対象予定価格を1000万円から500万円以上の土木系工事に拡大いたしております。

なお、国におきましては、労働基準法改正適用に向けての積算基準見直しなども示されておりますことから、今後におきましても国や県等の動向を注視し、一層の取組に努めてまいります。